

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第4/四半期分)

(独立行政法人名:自動車事故対策機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は 会計規程等の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約に よらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
貸付債権管理システムの2015年度改修(第2期)について	(独)自動車事故対策機構 理事長 鈴木 秀夫 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成28年1月14日	みずほ情報総研株式会社 東京都千代田区神田錦町 2-3	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又は 目的が競争を許さないとき)	9,255,600	9,255,600	100.0%	0	貸付債権管理システムはクラウド上に構築されていることから、システム改修における事前テスト及びリリース作業は、当該システムの環境下において実施する必要がある、現在運用及び維持管理を行っている事業者以外では実施することができないため。	19	
平成27年度自動車アセスメント試験用車両の購入 BMW 320d 1台	(独)自動車事故対策機構 理事長 鈴木 秀夫 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成28年1月19日	ビー・エム・ダブリュー東京株式会社 東京都港区高輪2-15-17	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又は 目的が競争を許さないとき)	6,420,930	6,420,930	100.0%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない。	19	
NASVA基幹サーバー(ファイルサーバー02)の更改	(独)自動車事故対策機構 理事長 鈴木 秀夫 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成28年2月26日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又は 目的が競争を許さないとき)	11,182,710	11,182,710	100.0%	0	機構の基幹ネットワークに適合するサーバーの調達・設置及びネットワークへの接続作業等については、(株)NTTデータが契約しているデータセンター内で実施する必要があるが、当該データセンター内での作業は、データセンター及び(株)NTTデータのセキュリティポリシーにより、他社の作業員が実施することが不可能なため随意契約せざるを得ない。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は 会計規程等の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約に よらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
名古屋主管支所移転に伴う新 事務所貸方基準書に基づく工 事	(独)自動車事故対策機構 名古屋主管支所長 古田 勝 愛知県名古屋市中村区名 駅3-21-7	平成28年3月15日	株式会社竹中工務店 名古屋支店 愛知県名古屋市中区錦2- 2-13	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又 は目的が競争を許さな いとき)	6,912,000	6,912,000	100.0%	0	賃貸借契約により当該工事を実 施する業者が指定されているた め、競争を許さない。	5	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成27年度に締結した契約のうち、平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。
 その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」